

中泊町立武田小学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、人間として絶対許されない卑劣な行為です。しかし、それはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうることです。町内の児童生徒が、楽しく明るく学校生活を送るために、中泊町では「ノーいじめ等の学校宣言」をしました。

「ノーいじめ等の学校宣言」

中泊町立小中学校は、いじめなどを
しない・させない・みのがさない 学校をここに宣言する。

平成25年4月1日 中泊町教育委員会

この宣言を受け、本校では「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

2 いじめとは

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成25年 いじめ防止対策推進法）

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。（平成25年 いじめの防止等のための基本的な方針）

（1）いじめに対する基本的な考え方

- ・いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努めます。
- ・児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- ・いじめの早期発見のために、的確な手段を講じます。
- ・いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証すると共に、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたります。
- ・学校と家庭が協力して事後指導にあたります。

（2）いじめの構造やその背景

①いじめの4層構造（1986年森田洋司）

- ・いじめる子
- ・観衆（いじめを積極的に是認し、はやしたり、おもしろがって見たりしている。）
- ・傍観者（いじめを暗黙的に支持し、促進する役割を担っていて見て見ぬ振りをする。）
- ・いじめられる子

②いじめの原因と背景

ア 児童自身の問題

- ・対人関係の不得手、表面的な友人関係、欲求不満耐性の欠如、思いやりの欠如、成就感や満足感を得る機会の減少、将来の目標の喪失等

イ 家庭の問題

- ・核家族、少子家庭の増加 → 人間関係スキルの未熟
- ・親の過保護、過干渉 → 欲求不満耐性の習得不十分
- ・親の価値観の多様化 → 協調性、思いやりの欠如、規範意識の欠如

ウ 学校の問題

- ・教師のいじめに対する認識不足である
- ・教師と児童の心の交流が不十分である
- ・知識偏重など価値観が限られていると、差別の構造につながりやすい
- ・生活指導や管理的な締め付けが強いと、集団として異質なものを排除しようとする傾向が生じやすい

エ いじめの一般的態様

言葉での脅かし	相手を威嚇し、怯えさせることを目的に最も効果的な言葉を使う。
冷やかし、からかい	恥ずかしく、耐え難い思いをする言葉を使う。
持ち物隠し	隠された子どもが困ったり、泣きべそをかくのを見たりして楽しむ。
仲間はずれ 集団による無視	教師の見えないところでグループ外しをする。
暴力	直接、身体に痛みや衝撃を加える。
たかり、やらせ	運動や学力の低いものに、教師や友人の前で口うるさく干渉する。
隠語によるいじめ	からかい言葉などで道理を茶化す。

3 いじめの未然防止について

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組むと共に、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎基本の定着を図り、学習に対する達成感・成就感を育てていきます。さらに、自己有用感を味わわせ、自尊感情を育むことができるように努めていきます。

特別の教科道徳の時間には、命の大切さについての指導を行います。「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が持つように、教育活動全体を通して指導します。そして、見て見ぬ振りをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめていきます。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。

①いじめゼロ撲滅宣言

春の参観日の全体会で、保護者参加のもと、児童会を中心として全校児童で宣言する。

②朝の挨拶運動

縦割班ごとで順番に毎朝教室を回り、挨拶運動を行うことで、仲間を大切に思う心を育てます。

③生徒指導の三機能を生かした授業づくり

共感的な人間関係を育みながら、授業内に自己決定の場を設け、自己判断力を磨くことで自己肯定感を育みます。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。

①一人一人が活躍できる学習活動

- ・校内研修と連動した日常の授業の活性化
- ・「わかった、できた」が実感できる授業内容の充実に努め、全ての児童が参加し理解できる授業づくりに努めます。
- ・児童が主体的に取り組める学習活動を工夫します。

②人との関わり方を身に付ける活動

- ・異学年の縦割り班活動を充実させ、思いやりの心を育みます。
- ・特別の教科道徳の時間を大切に、友達の関わり方や接し方を学びます。
- ・児童が自発的に行える児童会活動や委員会活動を充実させます。

③人とつながる喜びを味わう体験活動

- ・友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな学力の育成と相互交流の工夫を行うことで、コミュニケーション能力を育てます。
- ・学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行います。
- ・体験活動を重視し、たくさんの人と関わりあう中で生きる力を育みます。

4 いじめの早期発見について：教育相談を中心に行う

【教育相談】

学校における教育相談は、すべての教師がすべての児童生徒に対して、それぞれの人格の成長への援助を行うものである。（生徒指導必携～青森県教育委員会発行より）

（１）基本方針

担任及び全ての教師が、カウンセリングマインド（相談的な心・見方・態度）をもって教育活動にあたる。

（２）問題解決の方法

ア 日常、全職員で児童に接し、「児童理解」「問題の早期発見」に努めます。

イ 年３回の個別教育相談活動を行う。その際は児童アンケートをもとに、家庭での様子や児童の実態を知る手立てとします。「児童理解」をすると共に、児童の学校での教育活動や個別指導に役立てます。

（３）職員会議では全体の情報交換の場を設け、また、家庭や関係機関と連絡を大事にします。

（４）指導上の留意点

- ・全教師が児童理解の方法を研修し、児童の姿を全人的に理解します。
- ・明るい雰囲気学の級経営に努めます。
- ・共感的な態度を忘れずに指導にあたります。

【効果的な面談にするために】

- ・子どもたちとの面談では、会話から「学校＝学習面、交友面」「家庭」「地域＝遊び場」で、自分の居場所があるか認めてくれる人がいるかについて把握する。
- ・ほめるより「勇気づける」。
- ・人との関わり合いをもつ場と考え、教師と児童が理解し合える面談を心がける。
- ・保護者の苦情や要求をある程度把握しておき、校長、教頭と相談の上、面談に当たる。
- ・相手から病的な言動が見受けられた時は、専門家へ委ねる。

（５）年間指導計画

4月	家庭環境調査記入（保護者）と整備 第1回なかよしアンケート実施
5月	第1回教育相談、住居確認 第1回なかよしアンケート集計
6月	第2回なかよしアンケート実施・集計
7・8月	保護者面談 夏休み中の児童の状況把握
9月	第3回なかよしアンケート実施 第2回教育相談
10月	第3回なかよしアンケート集計
12・1月	保護者アンケート 第4回なかよしアンケート実施・集計 冬休み中の児童の状況把握 いじめアンケート実施
2月	第3回教育相談
3月	第5回なかよしアンケート実施・集計 個人調査票整備

（６）事前・事後指導等

ア 事前指導

- ・アンケートを実施し、話題づくりや相談の焦点化を図ります。

イ 事後指導と対応

- ・教育相談内容によっては、児童に指導・家庭に協力を求めます。
- ・教育相談で出された内容は、校長・教頭へ連絡・相談をし、記録します。

5 解決に向けた対応と校内体制について（重大事態への対応を含めて）

（１）重大事態とは

- ア 児童が自殺を企図した場合
- イ 児童に精神性の疾患が発生した場合
- ウ 児童が身体に重大な障害を負った場合
- エ 児童が金銭を奪い取られた場合
- オ 児童が年間３０日程度欠席を余儀なくされている場合

6 いじめの事案対応について

